

東郷町特別職報酬等審議会（令和4年1月18日開催）議事録

【日時】

令和4年1月18日（火）午前9時00分から午前11時10分まで

【場所】

東郷町役場政策審議会室

【出席者】

前澤友行委員、杉原辰幸委員、加藤清和委員、寺澤秀治委員、近藤公夫委員、小島光子委員、堤貴子委員、稲葉康隆委員

【欠席者】

なし

【傍聴者】

1名

【事務局】

企画部長、人事秘書課長、人事係長

【内容】

事務局（企画部長）

皆様お揃いですので、ただ今から東郷町特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。私はこの審議会事務局を務めます、企画部長の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

会議を進める前に、本日の東郷町特別職報酬等審議会の傍聴に関し、ご説明させていただきます。

町が開催します審議会等に関しましては、東郷町附属機関等の設置等に関する要綱により、原則公開となっております。

本日、1名の方から傍聴の希望がございましたので、東郷町附属機関等の会議の傍聴に関する要領のとおりとさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議会の会長が決まるまでの間、私の方で次第に沿って進めさせていただきますのでお願いします。始めに町長より挨拶を申し上げます。

町長

皆様、おはようございます。

年始の大変お忙しい折に、また、こういう天候で、今朝雪がちらついて大変心配しておりましたけれども、足元の悪い中、報酬審にお集まりいただきましてありがとうございます。

また、委員を快くお引き受けいただきましてありがとうございます。

この審議会は、例年開催させていただいておりますけれども、人事院勧告に基づき、私ども東郷町特別職、私と副町長と教育長、そして議員の方の報酬について、ご審議いただく機会でございます。人勧におきましては、昨年8月に給与ベース、報酬ベースでは、引き続き据え置き、ボーナスにおきましては0.15か月の引き下げと勧告があったところでございます。

皆さんもご存知のとおり、コロナの感染の状況の中で、知事が今日にもまん延防止等重点措置の申請を三重県、岐阜県とともに国の方に申請するという情報が入ってきております。私たちはこのコロナの感染防止とともに経済も回していくという大変難しい環境下ではありますけれども、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

併せて地球温暖化問題に対して、カーボンニュートラル、これに対してもしっかりと取り組んでいく中でどのようなことをしていくのか。また、民間企業の皆さんと、それから仕事、事業が継続して拡大していく環境下の中で、大変厳しい状況下にある皆さんもある中で、私どもの報酬がいかにあるべきかということをして是非厳しくご審議を賜りたいと思っております。

適切なるご判断にお導きいただきますようお願いしてごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局（企画部長）

ありがとうございました。

次に「次第2 辞令交付」に移らせていただきます。

本来でございますと、町長から委員お一人お一人に、辞令をお渡しするのが本意でございますけれども、あらかじめお席の方に辞令を配付させていただき、交付に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、審議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。

公共的団体等の代表としまして、社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会会長の杉原辰幸様

委員

よろしくお願いいたします。

事務局（企画部長）

東郷町商工会 会長 加藤清和様。

委員

よろしくお願いいたします。

事務局（企画部長）

あいち尾東農業協同組合 東郷地域総括理事 寺澤秀治様。

委員

よろしくお願ひします。

事務局（企画部長）

駐在員の代表としまして 諸輪区長の近藤公夫様。

委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（企画部長）

住民の代表といたしまして 前澤友行様。

委員

よろしくお願ひします。

事務局（企画部長）

小島光子様。

委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（企画部長）

堤貴子様。

委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（企画部長）

勤労者代表としまして 稲葉康隆様。

委員

よろしくお願ひします。

事務局（企画部長）

以上8名の方々でございます。

次に、「資料番号2 東郷町特別職報酬等審議会条例について」事務局より説明申し上げます。

—事務局説明—

次に、次第3の会長選出に移らせていただきます。会長の選出につきましては、東郷町特別職報酬等審議会条例第4条の規定により、委員の皆様の互選により定めることとなっております。それではここで会長を選出していただきたいと思います。どなたかご発声をお願いしたいと思います。

委員

住民代表で見識の高い、また、前会長もしていただきました前澤さんに是非お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局（企画部長）

ただいま、前澤友行委員に会長をとというご発声ありがとうございました、そのほか、どなたかご発声でしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

異議なしということでしたので、前澤友行委員に審議会の会長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員全員

—拍手—

事務局（企画部長）

ありがとうございます。満場一致ということで前澤友行委員が会長に選任されました。前澤委員におきましては会長席のほうに移動をお願いいたします。

—移動—

事務局（企画部長）

それでは就任のお言葉をいただければと思います。

会長

皆さんおはようございます。ただ今、皆さんから選出いただきました前澤友行でございます。よろしくお願いします。このような場は全く素人で不慣れでございますけれども、今日出席の皆様方のご協力をいただきながら審議をスムーズに進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局（企画部長）

ありがとうございました。それでは次第の5諮問に移らせていただきます。大変恐れ入りますが、

会長にはご起立をお願いしたいと思います。町長お願いします。

町長

東郷町特別職報酬等審議会会長殿、東郷町長井俣憲治、東郷町特別職報酬等の額について（諮問）、東郷町特別職報酬等審議会条例（昭和43年東郷町条例第17号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。記、1 東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額について、よろしく願いいたします。

事務局（企画部長）

ありがとうございました。それでは町長は一旦ここで退室いたしますので、今しばらくお待ちください。

—町長退室—

事務局（企画部長）

それでは、ここからの進行につきましては前澤会長に取り回しをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

会長

それでは、ただ今から東郷町特別職報酬等審議会を開会いたします。

本日の出席委員は8名ですので、東郷町特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立いたします。

先ほど、本審議会に対して、町長から議員及び特別職の報酬等の額について諮問がなされました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。最初に、議題の「東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額について」事務局より説明をお願いいたします。

—事務局説明—

会長

ありがとうございました。

ただ今、ご説明が事務局からございましたけれども、その中で質問等あれば遠慮なくお願いをいたします。どんなことでも結構でございます。

委員

事務局に質問です。議員の報酬が近隣市町と比べて低いと思われるんですが、市と町との比較で低いと受け取ります。県内の14町と比較すると東郷町はどれくらいの位置になっているのか。

事務局

県内の町村ですと16団体ございまして、議員さんだけで言いますと、16団体中6番目の額となっております。一番高いところで毎月30万円、反対に一番低いところで15万9千円という自治体がございます。

委員

同じような質問ですけれども、東郷町は近隣市町と生活環境もそれほど変わらないし、議員の活動も市の議員とそれほど変わらないような、私は個人的にはそう思うんですが、その点の報酬額について、東郷町としての認識はどうですか。

事務局

町としての認識は、大変出しにくいところなんですけれども、報酬審議会のほうで検討いただいて、それを尊重させていただいている。

委員

資料No.6の近隣市町とみよし市との推移がありますけれども、東郷町でいうと平成27年から31年までずっと毎年上がっていた経緯というか、なぜそうなったか理由があるんですか。

事務局

東郷町は審議会を毎年開催しているというところで、毎年見直しをする機会があります。この期間は人事院勧告で毎年引上げの勧告が出ていて、それに基づいて上がっています。

委員

他市町を見ると、あまり上がっていないですね。

事務局

他市町は、審議会を開催する回数自体が少なく、その審議会を開催する機会がないと、人事院勧告に基づいて上げることも、下げることもあまりないというようなところで、額の変動としては少なくなっていると思われま。

(「ずっとですか」と呼ぶ者あり)

東郷町は、ずっと毎年開催している。

会長

ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

委員

確認ですが、長久手市長さんの給料が平成25年からずっと88万円で変わっていないのは、返還されているのでしょうか。

事務局

条例上はこの額と決まっていますが、市長さんの方針で、特例的に若干下げていると記憶しています。

委員

この88万円は実際にいただいている金額か、これよりもまた下がっているのか。

事務局

条例上はこの額ですが、実際に受け取られているのは、これより少ない額だったと思います。

この審議会は、条例で定める報酬額について審議しますが、それとは別で、以前コロナの関係で何割減額だというお話をさせていただいたことがあったかと思います。その時は、本来審議会の議題ではないという結論いただきました。そのため、この額は条例で定める報酬月額であり、何割を削減するという別の条例を作って、特別職の給料を減額したということです。

委員

資料No.4のその他手当で、地域手当が出ているところと出していないところがありますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局

条例ですので各自治体の判断かと思います。地域手当が出ている自治体は、それほど多くありません。

(「この資料で見ると3市町ですね」と呼ぶ者あり)

そうですね。あくまでも、その自治体ごとの判断によるという形ですね。

(「愛知県全体でもそうですか」と呼ぶ者あり)

そうですね。

会長

ありがとうございました。その他ございませんか。

委員

資料番号5の2ページの一般会計における財政調整基金及び地方債の推移のところの表7ですけれども、これは先ほど説明がありました、左側が貯金、右側が借金ということですね。貯金と借金の差ですが、借金のほうが平成30年度に比べると令和元年度は6億、令和2年度は10億くらい増えてしまっているというような状況です。これを見ると町の財政というのはあまり良くないというふうに思いますが、そう解釈してよいですか。

事務局

必ずしもそういうわけではありません。例えば計画的に施設を整備しようとするときには、単年で一般会計からお金を出すわけではなくて、地方債を組んでいきます。単年で見て、その年の借金が多い少ないというような見方よりは、事業実施に伴い地方債を組んだかどうかという見方かなと思います。この資料だけで、町の財政の良し悪しを判断することはできないと思います。

委員

町の財政が健全なのかどうかというのは、どこを見ればいいのですか。

事務局

地方債があまりにも多くなるのはよくありません。基金があれば裕福かということそういうわけでもないですが、基金もある一定量必要です。表8の財政力指数は、一般的に健全な財政かどうかということになりますが、詳しく知るにはこの表にはない資料も必要になってくると思います。

委員

今の町の財政状況というのは裕福なのか、普通なのか、悪いのか。

事務局

悪いわけではありません。裕福かということ、先ほど申し上げた表8の財政力指数が1を超えていませんので、そうともなかなか言えませんが、町としての財政力指数は県内で低いわけではありませんし、全国的に見ても低いほうではありません。

会長

事務局の方にお答えしていただけますので、どんなことでも聞いてください。

委員

表8の財政力指数の件ですが、先ほど県内で54団体あるとおっしゃいましたけれども、何番目になるわけですか。

事務局

町村の中であればすぐに出せますが、

(「とりあえず町村だけでも」と呼ぶ者あり)

16団体中7番目です。県全体の平均で言いますと1.05、県内の町村の平均が0.88、それに対して東郷町は0.90です。

ご存知のとおり、製造業が大変元気な県ですので、財政力指数が極端に高い市や村もございます。

委員

資料No.4の東郷町、豊山町、大口町、扶桑町は、町長の給料に対しての議員の報酬がかなり低いように思うんですが、何か理由はあるんでしょうか。東郷町を見ると32.5%、市は40%以上となっています。

事務局

市と町の違いはあると思いますが、これも審議会のほうでご審議いただいております。審議会では人事院勧告に基づいてどの程度上げるか下げるかということで審議しておりますので、割合による議論はあまりなかったと思います。

会長

ありがとうございました。その他ございませんか。

委員

財政力指数のことですけれども、過去10年くらい0.88から0.9という数字ということで、東郷町として、今後少しでも1に近づけるようにしていきたいのか、指数を上げていくために町として何をしていけばいいのかということが明確になっているのかお聞きしたい。

事務局

当然、1に近づけるよう取り組んでいます。その取組の一つが企業誘致で、今回は大型商業施設が来ました。また、ふるさと納税でもがんばっております。令和元年比で令和2年は20倍という形でふるさと納税がありました。令和3年についても令和2年と同じような形で頂いており、企業との連携で新しい商品開発等を実施しながら、少しでも財源確保に努めたいと考えています。

ただ、三河方面と比べますと大きな製造業としては数が多いほうではございません。そこを町の特徴としてどんどん工場を誘致すべきかどうか、緑を残してというご意見もございます。

町の10年間の総合計画の中でも、必ずしも最優先を産業にというわけではございませんので、そういった形で東郷町に合う企業を入れながら1に近づけたいと考えております。

委員

先ほどの加藤委員の発言に関連しますが、市長と議員との報酬の比較をしますと市長の4割以上というのが議員さんの報酬で、町や村の議員は3割程度です。市に移行すると議員さんの報酬が上

がっているように見えるんですが、そのときの審議会で答申して議会で承知されれば額が決まる流れですよ。

そうすると、全てそのときの審議会の答申にかかっているということなんですね。

事務局

そのとおりです。

委員

議員さんの報酬ですが、資料だけ見ると市に比べて安いと感じます。市会議員さんと町会議員さんの仕事の違いがあるのかどうかというのは、我々から見ているとそう違いはないのかなと思います。

まちが大きくなればなるほど仕事の量も変わってくるのかなとも思うが、先ほどの財政のこともあります。議員さんの給料を上げるとなると、人数を少し減らし、少数精鋭にして、優秀な議員さんをとという考え方もあるのかなと思いました。

委員

皆さんのお話を聞いていると、やっぱり議員さんの報酬は安いですよ。少ないなと感じています。

町民の代表としてやられる方なので、もう少し報酬がよくて、優秀な方にやってもらえるような、そういう方向にもっていければいいのかなと思いました。

会長

ありがとうございました。具体的にいろいろ意見が出てきましたけれども、質問はよろしいですか。

では、ここで小休止ということで休憩を取りたいと思います。休憩後は、具体的にどうしましょうかという方向性を議論したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

再開

会長

それではお揃いになりましたので、審議を再開いたします。

休憩時間に疑問が出たとか、解らないことがあれば、ここで再度質問をお受けします。どんなことでも結構ですので、ご意見等お願いいたします。

(発言する者なし)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、冒頭、町長からのお話にもあったように、人事院勧告が据え置きということで、皆さんがどう思われるか、個々にお伺いしていこうかなと思っております。

また、それ以外のことでこうしたいとか、がんばりに報いたいなという気持ちも多々あると思いますので、そのあたりを含めて個々に意見をお伺いしていきたいなと考えております。一人一人どんなことでもいいです。簡単でもいいですので、お答えしていただきたいなと思います。

それでは、加藤清和委員、最初にお願いします。

委員

私は、先ほどの町長の意見をやはり尊重するべきだと思います。

今、一番の問題はやっぱりコロナですから、それに伴う予算がかなり色々なところで当初予算を食ってきているのは事実だと思います。人事院のほうからも出ているということであれば、据え置きということで賛成させていただきます。以上です。

会長

ありがとうございました。次に、寺澤委員。

委員

先ほどの議論の中にもありましたけれども、議員さんの給料が隣の市町に比べて非常に安いということでございます。

非常に厳しい財政状況ですが、3役については人事院勧告どおり据え置く。議員さんについては何か、少しでも上げられるような、500円とは言いませんけれども、1000円くらい。一昨年もそのような議論で議員さんだけ1000円上げたという経緯がございますので、議員さんだけ1000円上げるのはどうかなと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。杉原委員よろしくお願いします。

委員

膨大な資料、事務局本当にご苦労様です。大変解りやすい、ありがとうございました。

町独自の報酬金額があつていいと思います。かと言って、近隣市町がどういう状況であろうか、これを審議の参考にする、これも大事なことだと思います。

特別職の皆さん、そして議員の皆さんも職責に見合った、重さに見合った、そういうご努力を日々なされている。そういう中での報酬というのは、私どもも真剣に考えていくべきであると思います。

今、説明を聞き、皆さんの質問等も聞き、私としては資料に記載されておりますように、どこが適当かと考えますと、町独自で決めればいいことであるけれども近隣市町のことを参考にしてみま

すと、決して高くないなと思います。

しかし、先ほどのご意見でも、コロナの状況、世間の状況、経済状況、そして人事院の勧告等、公務員の報酬等、こういう状況をシェアしていただくことについて、現状より少しでも高い方向でと考えるのは、今の時点はどうかと思うところであります。

このような状況を総合的に考えますと、私はやはり据え置きでいったらどうだろうか、意見として申し上げたいと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。続きまして、近藤公夫委員。

委員

私の意見としては、据え置きがよいかと思います。ただし意見を付け加えますと、議員の報酬があまりにも低いということなので、多少でも上げることができればと。それを付け加えて据え置きと判断いたします。

会長

ありがとうございました。続きまして、小島光子委員お願いします。

委員

資料4などを見ますと、3役さんに関しては、そうお給料も変わらないかと思いますが、議員さんが若干低めかなと正直感じています。ただ、人事院勧告が据え置きということですし、コロナの第6波が今来ている最中という感じですので、それを考えますと議員さんも据え置き、出来たら本当は上げたいという気持ちがありますが、皆さん据え置きということで意見したいと思います。

会長

ありがとうございました。続きまして、堤貴子委員。

委員

皆さんの意見を聞くばかりで、細かいことは分からないが、この額で町民のためにやっていると思うと、少しは上げるということも思いました。しかし、先ほどいろいろ話を聞かせていただいて、コロナのこともあるので、今この状況の時だけそのまま据え置きということで。

ただ、コロナが収まったときに実質上がるということがあれば、もっとやる気になるというか、目標ができると力が入るのかなと思うので、上げる前提での据え置きというのがいいと思います。

会長

ありがとうございました。続きまして、稲葉康隆委員お願いします。

委員

私も3役の方に関しましては、据え置きでよろしいかと思えます。

ただ、議員さんに関しては、先ほどからお話がありますように、少しでもという気持ちはありますが、現状では少し厳しいのかなということはあると思います。1年ごとにやっていく話なので、なかなか市との差は埋まっていけないと思うので、可能であれば何か別の形で、例えば10年後にこの辺までもっていきたいというようなプランを立てて、本当に優秀な人材が集まるような、町を良くしていただけるような、そういう人たちが集まってくれるような報酬にもっていけるようにできればいいかなと思います。

話し合いの結果次第ですけれども、今回に関しては据え置きでも致し方ないのかなという気はしております。以上です。

会長

それぞれのご意見、どうもありがとうございました。

皆さんの思いは同じような方向だというようなご意見だと私は感じました。

その中で、条件を付けてというような話がありましたね。例えばこの先、コロナが収まって経済情勢が良くなったときに、何とかカバーできるといいねと。先々の条件までもここで議論するというのは難しいかなと私は考えております。東郷町は毎年審議会が開催されていますが、委員の皆さんもそれぞれ年度によって変わりますし、今回は今回の中で決着をつける必要がある。そういう中で、皆さんが真摯な議論をされてきた結果がこうであると私は考えています。事務局の方にお伺いしたいのですが、条件というのは付けて、次年度へとか、景気が良くなったときには、というようなことが可能かどうか、どう判断されるか。

事務局

表現の方法にもよるかとは思いますが、会長がおっしゃられたとおり毎年開催しているものですので、次の年に条件を持ち越すと、次の方にそういった縛りを設けてしまうのでどうかというのがあります。今回は今年度のことで、ということで答申をいただければと思います。

会長

そういうことですね。ありがとうございました。

今事務局が言われたように、この場はこの場でしっかり審議会をやっているのだから、ここで収めていきたいと思いますという方向性かなと受け取りましたが、そのあたりは皆さんよろしいでしょうか。

委員

会長さんがおっしゃられたように、この審議会の意見を総合的に考えてみますと、コロナのことも含めて考えている。「コロナが終わったらどうするか、またここでやりましょう」ではなくて、この場はこの場できちんとした意見とする。状況が変わったらということまで、ここで審議するところでもないと思います。今回の状況、議員さんの報酬、そして特別職の給料はどうかということで、たまたまコロナのことも考えられてこういうご意見もありました、というところで終わればいいと

思います。今回は今回でけりをつけると。

会長

私も同じような考えです。この場はしっかり答えを出していきましょう、ということでいきましょう。

皆さんの気持ちはよく分かります。皆さんそれぞれ言ってみえるのは、何とかしたいねというような、その気持ちがこちらへどんどん分かってくるような発言でした。

今回は据え置きというような、気持ちは十分わかるけれども据え置きでいきましょうというような意見が圧倒的でしたけれども、そのあたりはどうでしょうか。

委員

今の発言を聞いていると、正直まとまらないと思います。話が落ち着くようで落ち着かないです。

私は、1年に1回審議会を開催するときに、あくまで3役の方たちと、議員さんとを別にして考えてほしいと思っています。どうですか、事務局。

事務局

今までにないパターンになってしまうかなと思います。通常、毎年行われると言っても、時期的には何らかの人事院勧告の動きがあってということで開催していましたので、この場で事務局として、人事院勧告がどうなるかわからない中で「次こうします」とは言いにくい部分があります。

会長

それぞれ委員の皆さんの気持ちは十分あるんだけど、今の状況なら据え置きということは止むを得ないねと、というような答えが最終結論になるような気がします。そのような話でまとめてよろしいですか。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり)

委員

答申は、人事院勧告に沿った据え置きとなりますが、そこへ追記か何かの格好で、議員報酬について付け加えることはできますか。

事務局

そういったことも配慮していくというような形で追記することはできます。

会長

確認ですが、議員には議長、副議長も含まれます。これは、普通の議員さんでしょうか。それとも議長、副議長を含めての話ですか。

(「含めて」と呼ぶ者あり)

含めてですね。議長が退任されれば、また普通の議員に戻るわけですが、含めてという話ですね。それぞれの委員の思いを教えてください、答申書のほうへ加味するということがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

皆さんの気持ちを書面で表すというのは大変難しいことだと思いますが、事務局から答申案を作成していただけるということですので、お願いいたします。

事務局

承りました。

会長

答申案ができるまで、委員の皆さんは休憩とします。
事務局の方、よろしく願いいたします。

—答申書案作成—

会長

それでは再開をいたします。ただ今、事務局に答申案を作成していただきました。
この内容を、一度事務局の方に朗読していただき、後で皆さんのご意見をお伺いしようということになっています。事務局の方よろしく願いいたします。

事務局

裏面のほうを読み上げさせていただきます。

1 はじめに

東郷町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和4年1月18日、東郷町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、東郷町長から東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について諮問を受け、開催に至った。本答申は、委員の慎重かつ活発な意見の交換を行った結果、委員の総意をもって取りまとめたものである。

2 審議経過

報酬等の額の決定にあたっては、令和4年1月18日（火）に審議会を開催し、昨今の経済情勢を年頭に置きながら、本町の財政状況、人事院勧告に準拠した町の一般職員の給与改定の状況、さらには他団体の報酬等の額の状況など、客観的な情勢を勘案しながら、慎重に検討を行った。

3 審議結果

報酬等の額については、据え置きとすることが適当である。

4 審議結果に至った理由

今回の審議においては、町の財政状況、他団体の状況、人事院勧告の状況などから、町長、副町長及び教育長の給料は、据え置くことが適当であると判断した。

次に、議会議員の報酬の額の決定にあたっては、議会議員の果たす役割、職責は益々増大しており、将来的な引き上げを検討する余地はあるが、本町の財政状況、コロナ禍の状況及び人事院勧告の観点から総合的に判断すると、町長、副町長及び教育長と同様に据え置くことが適当であると判断した。

5 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、委員の総意によるものであり、十分尊重されたい。

以上です。

会長

どうもありがとうございました。

ただ今朗読していただいた内容について、何かご意見ございましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしという声があります。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務局の方どうもありがとうございました。

それでは、町長のほうへ答申したいと思います。それでよろしいですか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

(全員賛成)

町長が入室されるまで、しばらく待っていただくということをお願いします。

—町長入室—

会長

それでは町長のほうへ答申書をお渡しいたします。

東郷町特別職報酬等の額について

本審議会に対し諮問のあった標記について、答申をいたします。

東郷町特別職報酬等審議会は、令和4年1月18日、東郷町長から東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額について諮問を受け、開催に至った。

本答申は、委員の慎重かつ活発な意見の交換を行った結果、委員の総意をもって取りまとめたものであります。

報酬等の額の決定にあたっては、昨今の経済情勢を念頭に置きながら、本町の財政状況、人事院勧告に準拠した町の一般職員の給与改定の状況、さらには他団体の報酬等の額の状況など、客観的な情勢を勘案しながら、慎重に検討を行いました。

審議結果

報酬等の額については、据え置きとすることが適当である。

審議結果に至った理由

今回の審議においては、町の財政状況、他団体の状況、人事院勧告の状況などから、町長、副町長及び教育長の給料は、据え置くことが適当であると判断した。

次に、議会議員の報酬の額の決定にあたっては、議会議員の果たす役割、職責は益々増大しており、将来的な引き上げを検討する余地はあるが、本町の財政状況、コロナ禍の状況及び人事院勧告の観点から総合的に勘案すると、町長、副町長及び教育長と同様に据え置くことが適当であると判断した。

おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、委員の総意によるものであり、十分尊重されたい。

以上でございます。では、お渡しします。

町長

審議会におきましては、闊達なる、また、重要な決定をいただきましてありがとうございます。

まずは、会長始め皆さんからいただきましたこの審議会総意での決定につきましては、真摯に受け止め、これに基づいて進めてまいりたいと思っております。

本町の財政状況というお話がございました。本町におきましては、大変ありがたいことに、また私ども職員が一致団結して努力を進めてきた成果だと思っておりますが、ここ4年の間に税収ベースで約4億円の増加、ふるさと納税におきましては約20倍の増加ということで、ここ1、2年は1億5千万円にも及ぶふるさと納税を頂戴する、そこまで努力させていただいているところであります。

こうした財源を町民の皆様の福祉増進に、また、東郷町の未来のために投資していくべく私ども特別職、そして先ほどまで議長が傍聴されていたようですけれども、議会の皆様と連携して、町の発展に、住民の皆様の幸福のために寄与してまいりたいと思っております。

今後ともご指導を賜ればと存じます。本日は本当にありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。

これもちまして、東郷町特別職報酬等審議会を終了いたします。

委員の皆様方の格別なるご理解とご協力をいただき、審議会の使命を達成することができました。ここに厚くお礼を申し上げます。

最後に、事務局より連絡事項などが何かありましたらお願いをいたします。

事務局

長時間にわたり、会議の取り回しをいただきました前澤会長様、また、熱心な審議をいただきました委員の皆様には、あらためてお礼を申し上げます。

委員の皆様につきましては、東郷町特別職報酬等審議会条例第3条第3項の規定によりまして、当該諮問に係る審議が終わりましたので、委員を解任させていただくこととなります。長時間、大変ありがとうございました。